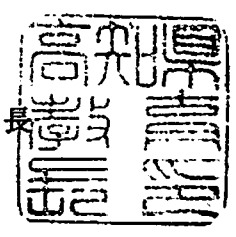


12教職第36号
平成12年4月14日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長



単身赴任手当の運用について（通知）の一部改正について（通知）

平成2年3月13日付け元高人委第255号人事委員会委員長通知（単身赴任手当の運用について）が下記のとおり改正されましたので通知します。

なお、平成12年3月31日の時点で既に結婚し、当該結婚時から引き続き配偶者と別居している職員については、「結婚の日後の最初の定期人事異動発令日」を「平成12年4月1日」に読み替えて適用することとします。

つきましては、貴管内の学校へも周知して下さるようお願いいたします。

記

規則第5条関係第4項第6号の次に次の1号を加える。（12.4.1適用）

七 異動又は公署の移転に伴い住居を移転（以下、「異動等に伴う転居」という。）した後結婚し、規則第2条に規定するやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員（結婚に先立つ当該異動等に伴う転居がなかったとしたならば、配偶者と同居することができたと認められる職員に限る。）が、結婚の日後最初の定期人事異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況とすることとなった場合（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とすることとなった場合を含む。）で、配偶者の住居からは通勤が困難であると認められる職員。